

- 日和佐都市計画区域マスタープラン・
牟岐都市計画区域マスタープラン【概要版】 P 1
- 日和佐都市計画区域マスタープラン【新旧対照表】 P 3
- 牟岐都市計画区域マスタープラン【新旧対照表】 P 13

日和佐都市計画区域マスターープラン・牟岐都市計画区域マスターープラン

現行マスターープラン(H16.5)見直しの背景

刻々と変化する社会情勢

本格的な人口減少

超高齢社会問題

様々な課題に直面

地域環境問題
の深刻化

大規模地震災害
への備え

新未来「創造」とくしま行動計画
的確に対応

「まちづくり」に関連するこれまでの取組み

「ふるさと回帰・加速とくしま」の実現

- 新しい人の流れを生む「サテライトオフィス」の誘致拡大
- 空き家・遊休施設を活用した「移住・定住」の促進
- ICTを活用した多様な働き方の創造を加速

►「安全安心・強靭とくしま」の実現

- 震災時死者ゼロを目指す
- 「命を守るとくしま-0(ゼロ)作戦条例(愛称)」の制定
- 「津波災害警戒区域(イエローノゾーン)」の指定
- 県南地域の災害医療拠点となる「県立海部病院」の高台移転
- 海拔表示シートの設置、危険な空き家の除却

►「徳島県南部圏域振興計画」

- 阿南安芸自動車道の整備促進
- 道の駅日和佐を拠点とした地域の活性化
- 薬王寺の門前町の再生
- 文化資源の情報発信(4K動画、VR体験)

マスターープラン見直しのポイント

「基本的な考え方」を“新規項目”として前段に追加

将来の南部圏域の
都市計画区域のあり方を検討

- 近接する都市との連携を強化し、交流人口の拡大、雇用の確保や地域経済の活性化を推進
- 無秩序な市街地の拡大の恐れがないため、引き続き、区域区分は定めない
- 大規模地震に備えた防災・減災対策と発災後の迅速かつ円滑な「都市の再生」を実現するための平時からの「復興まちづくり」を見据えた取り組み
- 「命の道」として広域連携を強化する阿南安芸自動車道の整備促進
- 重伝建(出羽島)や門前町(薬王寺)の保全と活用

「都市づくりの理念」

◆共通施策◆

►すべての人が暮らしやすい、安全で安心なまちづくり

►地域の魅力ある資源を活かし、交流が広がるまちづくり

►美しく豊かな自然環境を保全・活用し、自然と調和したまちづくり

・公共交通の利用促進による維持・存続と地域に根ざした公共交通ネットワークの形成

- ・復興まちづくり計画を見据え、復興阻害要因を解消(地籍調査の推進、所有者不明地解消)
- ・全国屈指の光プロードバンド環境を活かしたICTの活用による多様な働き方の創出
- ・空き家や遊休施設を活用したサテライトオフィスの企業誘致と新たな産業の創出

◆独自施策◆

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 日和佐 | ・津波浸水想定区域からの移転用地、移住・定住を促す住宅地等の高台整備を推進 |
| ・応急仮設住宅の建設を想定したリバーシブルな公園整備を推進 | |
| ・道の駅日和佐と周辺観光資源との連携による魅力の向上(重点「道の駅」選定) | |
| ・歴史、文化資産と調和した町並みの保全・活用 | |

新たな視点で見直し

・県立海部病院を核とする新たな防災・医療拠点の整備

・災害リスクを配慮しつつ、地域の意向を踏まえた海部病院跡地の利用

- | | |
|---|--|
| 牟岐 | ・「重要伝統的建造物群保存地区(出羽島)」における町並みの保全と良好な景観の形成 |
| ・日本で唯一となる出羽島大池のシラタマモ自生地、南阿波サンライン・風景街道など | |
| ・全国に誇る自然や景観と共生するまちづくりを推進 | |

時代の変革に“柔軟かつ大胆”に対応し、徳島の「新未来」を創造！

THE HISTORICAL RECORD OF THE CHINESE COMMUNIST PARTY
AND THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1921-1949
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1946-1949
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1949-1953

THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1950-1953
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1955-1957
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1958-1960
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1961-1965
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1966-1970
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1971-1975
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1976-1980
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1981-1985
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1986-1990
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1991-1995
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
1996-2000
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
2001-2005
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
2006-2010
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
2011-2015
THE CHINESE PEOPLE'S WAR OF LIBERATION
2016-2020

新

日和佐都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
("新未来" 日和佐都市計画区域マスター プラン)
(案)

日和佐都市計画
都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針

徳島県
平成30年3月

徳島県
平成16年3月

1. 基本的考え方

「都市計画区域マスター・プラン」は、長期的視点に立った都市の将来像を明確にして、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするとともに、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして定めるものである。

日和佐都市計画区域マスター・プランは平成16年5月に策定したが、その後、本都市計画区域では、本格的な人口減少・超高齢社会問題や進行する東京一極集中、切迫する南海トラフの地震への備え、さらには、地域環境問題の深刻化など、様々な課題に直面している。

これら課題に的確に対応するため、県政運営指針である「新未来『創造』とくしま行動計画」に基づき、各種条例の制定をはじめ、様々な取り組みを行ってきた。

このように、社会経済情勢が大きく変化する中、都市の方を見直す大きな転換期を迎えており、都市計画区域マスター・プランの重要度は一層高まっていることから、バックキャストリンクの観点に立ち、都市づくりの理念、土地利用の方針等について、将来の南部圏域の都市計画区域のあり方を見据えて検討し、見直しを行った。

見直しに当たっては、無秩序な市街地の並大の恐れがないことから区域区分は定めないとしているが、

近接する都市との連携を強化し、交流人口の拡大、雇用の確保や地域経済の活性化の推進、また、大規模地震に備えた防災・減災対策と発災後の迅速かつ効率的な復旧・再生「都市の再生」を実現するための平時からの「復興まちづくり」を見据えた取り組み、さらには、「命の道」として広域連携を強化する阿南安芸自動車道の整備促進、ICT活用による多様な働き方の創出、歴史的、文化的な価値を有する町並みの保全・活用などを主要な都市計画の決定方針に定め、「地方創生の旗手・徳島」として、これらの取り組みを踏まえ、「一步先の未来」を見据えた新たなまちづくりの考え方のもと、進化したマスタートーブランを示すこととした。

時代の変革に柔軟かつ大胆に対応し、徳島の「新未来」を創造するため、本マスター・プランは、新しい考え方を取り入れながら、適宜、見直しを行うものとし、豊かな暮らしを将来世代に引き継ぎ、聞く未来が切り拓けるよう、快適で安全・安心なまちづくりを推進していくものとする。

新未来「創造」とくしま行動計画

～くるまとくしまの実現～

- 新しい人の流れを中心とする「サテライトオフィス」の整営拡大
- 空き家・未活用住宅の活用（た・移住・定住）の促進
- 阿南安芸自動車道の整備促進

～「安全安心・強靭くしま」の実現～

- 震災避難者ゼロを目指す
「命を守るとともに（ロコ）作戦条例（案）」の制定
- 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定
- 海抜表示シートの設置、危険な空き家の除却

～「まちづくりの実現～

- 道の駅日和佐を拠点とした地域の活性化
- 宿泊や修養所間の連絡バスの運行
- 萬王寺の門前町の再生
- 阿南安芸自動車道の整備促進

時代の変革に柔軟かつ大胆に行動し、徳島の「新未来」を創造！

2. 都市計画の目標

2-1 基本的事項

1) 目標年次

目標年次については、平成22年を基準年として、都市づくりの理念や将来の都市構造については、おおむね20年後の平成42年の姿を展望し方針を策定する。
なお、区域区分及び都市施設の整備等は策定からおおむね10年後の平成37年の姿として策定する。

2) 範囲

日和佐都市計画区域（以下、「本区域」という）は美波町の一部を範囲として、その規模は次のとおりである。

| 区 域 | 市町名 | 範 围 | 面積 (ha) | 備考 (行政区域) |
|-----------|-----|---------|----------|--------------|
| 日和佐都市計画区域 | 美波町 | 行政区域の一部 | 1,550 ha | 14,080 ha |

注1：平成28年全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）より都市計画区域の面積を算定。

2-2 都市づくりの基本理念

1) 現状と課題

美波町は、平成18年3月に日和佐町と由岐町が合併し誕生したまちであり、海と山に囲まれた豊かな自然環境に恵まれ、古くから漁業基地として、また四国最大の漁港として栄えてきた。町域の大半を山地が占め、東部の明神山、北部の後世山、中央部の玉厨子山、西部の八郎山等の山々が連なっている。また、海岸部は、風光明媚なリゾート海岸で、千羽海岸やアカウミガメの産卵地である大浜海岸等を有し、宍戸阿南海岸国定公園の中核部に位置している。

近年、若生層の流出などにより、人口が減少し過疎化の進行が著しく、また、65歳以上の人口が全町民の4割を超えるなど、高齢化が進行している。また、山並みが海岸近くまで迫り平坦地が多く、市街地では接道不良住宅や狭隘道路が多く、車でのアクセスが不便だけでなく、防災上の課題も抱えている。

特に、四国沿岸部においては、過去に南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けている。南海トラフ地震は、100年～150年の間隔の周期で繰り返し発生しており、地震調査研究推進本部によると平成29年1月1日時点において、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70%程度となっている。さらには沿岸部の行ヶ崎地図どんが津波災害警戒区域（イエローノーン）に含まれており、避難困難地域が存在している。

加えて、温室効果ガスの排出等による地球温暖化の影響により台風や集中豪雨、浸水や土砂災害の被害等のリスクが高まることが危惧されている。

このようなことから、人口減少や超高齢社会に対応した住みやすいまちづくりの展開や地域の防災性の向上に留意した都市づくりが課題となっている。

2) 都市づくりの理念

徳島県では、地域に暮らすみんなが住みやすいまちづくりの展開や地域の防災性の向上等に留意した都市づくりを目指している。

1. 都市計画の目標

1-1 基本的事項

1) 目標年次

目標年次については、平成12年を基準年として、中期的な目標年次を平成22年、長期的な目標年次を平成32年として策定する。

・都市づくりの理念については、平成32年を想定し方針を策定する。

・区域区分及び都市施設の整備等は上記方針のもとに、平成22年の姿として策定する。

2) 範囲

日和佐都市計画区域は日和佐町の一部を範囲として、その規模は次のとおりである。

| 区 分 | 市町名 | 範 围 | 面積 |
|-----------|------|---------|------------|
| 日和佐都市計画区域 | 日和佐町 | 行政区域の一部 | 約 1,550 ha |

1-2 都市づくりの基本理念

1) 現状と課題

日和佐町は、海と山に囲まれた豊かな自然環境に恵まれており、古くから漁業基地として、また四国最大の漁港として栄えてきた。番札所薬王寺の門前町として栄えてきた。地形的には変化に富み、町の北部から西部にかけては海部山地が位置し、耕地は日和佐川や奥鳥川などの流域に沿って帶状に分布している。また、市街地は日和佐川河口部に形成され、千羽海岸やアカウミガメの産卵地上して知られる大浜海岸などが位置する海岸部は室戸阿南海岸国定公園の指定を受けている。

しかし、近年は、若生層の流出などにより、人口が減少し過疎化の進行が著しく、また、65歳以上の人口が全町民の約3割を占めるなど、高齢化も進行している。また、山並みが海岸近くまで迫り平坦地が多く、市街地では接道不良住宅や狭隘道路が多く、車でのアクセスが不便だけでなく、防災上の課題も抱えている。

特に、四国沿岸部においては、南海トラフ地震が発生するという想定から、地震調査研究推進本部によると平成29年1月1日時点において、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70%程度となっており。さらには沿岸部の行ヶ崎地図どんが津波災害警戒区域（イエローノーン）に含まれており、避難困難地域が存在している。

加えて、温室効果ガスの排出等による地球温暖化の影響により台風や集中豪雨、浸水や土砂災害の被害等のリスクが高まることが危惧されている。

二つともに、大規模自然災害からすべての人命を守るという観点や災害発生直後からの救援、医療活動の迅速化及び必要不可欠な行政機能等の確保、災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるといった観点からの都市づくりが課題となっている。

2) 都市づくりの理念

徳島県では、地域に暮らすみんなが住みやすいまちづくりの展開や地域の防災性の向上等に留意した都市づくりを目指している。

また、「第2次美波町総合計画」では、美波町の目指す将来像を「海・山・川の恵みを活かし、知恵と心でつくるまちへ住んでよかったです」とし、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりがいつまでも、安心して健やかにいきいきと暮らし、生んでもよかったですと実感できるまち、そして、訪れた人が住んでみたいと思えるまちの実現を目指すと位置づけている。さらに、四国沿岸部においては南海トラフ地震の発生が懸念されるなど、地震や津波対策など総合的な防災対策の充実も求められている。

そこで、本区域においては、「恵まれた自然と共生し、住み続けたくなる安全安心のまちづくり」を将来像としまちづくりの理念を次のとおり定める。

・すべての人が暮らしやすい、安全で安心なまちづくり

・地域の魅力ある資源を活かし、交流が広がるまちづくり

・美しく豊かな自然環境を保全・活用し、自然と調和したまちづくり

3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

3-1 区域区分の有無

本区域では、区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

- ・過疎や少子高齢化が進み、今後も人口は減少傾向で推移することが予測される。
- ・工業出荷額及び商品販売額は減少し、商品販売額は一時的に増加に転じたものの、今後は横直いもしくは減少傾向で推移することが予測され、無秩序に市街地が拡大する恐れはないと考えられる。
- ・さらに、本都市計画区域では、JR日和佐駅周辺の市街地において用途地域が指定されており、今後も用途地域により土地利用誘導を行うことが適当と考えられる。

このようなことから、本都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

4. 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用の基本方針

東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、切迫する南海トラフの地震など、あらゆる大規模自然災害から「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生という観点から、地域の地形・地質などの自然条件、土地利用の現状、さらには地域住民の意向も十分に踏まえた、用途配置の見直しなど、それぞれの地域特性に応じた土地利用の方針を定めるものとする。

2) 主要用途の配置の方針

本区域の市街地は、住宅を中心として形成されており、町役場や官公庁、商業施設との近接性を活かした、コンパクトで快適な居住環境の形成を図るものとする。

四国電力第2・3番地所蔵王寺の門前町にある桜町通りや日和佐駅東側などの中心市街地に商業地を配置し、商業と住宅が調和した、にぎわいのあるまちづくりを目指す。

JR日和佐駅周辺には軽工業等の用に供する工業地を配置し、住宅等の周辺環境との調和を図る。

・交流拠点としての土地利用を図る。

また、必要に応じて用途地域の見直しを行い、適切な規制・誘導を進めることとする。

3) 土地利用の方針

a) 地域拠点の形成に関する方針

うみがめ博物館カレッタなどの文化施設、四国電力第2・3番地所蔵王寺とその周辺の門前町の並みなど

りを目指している。

また、「日和佐駅振興計画」では、日和佐町の目指す将来像を「うるおいのある豊かなまち（ひわさ）」とし、住みよいまちの基盤整備や安心して暮らせる生活環境、自然と調和した環境づくりといった「魅力あふれるまちづくり」などを基本施策として位置づけている。

さらに、四国沿岸部においては南海地震の発生が懸念されるなど、地震や津波対策など総合的な防災対策の充実も求められている。

そこで、本区域においては、「恵まれた自然と共生し、住み続けたくなる安全安心のまちづくり」を都市づくりの理念とする。

2. 区域区分の決定の方針

2-1 区域区分の有無

本都市計画区域では、これまで過疎や少子高齢化が進み、今後も人口は減少傾向で推移することが予測される。また、産業については、工業出荷額は減少し、商品販売額は一時的に増加に転じたものの、今後は横直いもしくは減少傾向で推移することが予測され、無秩序に市街地が拡大する恐れはないと考えられる。

さらに、本都市計画区域では、JR日和佐駅周辺の市街地において用途地域が指定されており、今後も用途地域により土地利用誘導を行うことが適当と考えられる。

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

本都市計画区域の市街地は、住宅を中心として構成されており、町役場や官公庁、商業施設との近接性を活かした、コンパクトで快適な居住環境の形成を図るものとする。

蔵王寺周辺の桜町通りや日和佐駅東側などの中心市街地に商業地を配置し、商業と住宅が調和した、にぎわいのあるまちづくりを目指す。

また、市街地周辺部には軽工業等の用に供する工業地を配置し、住宅等の周辺環境との調和を図る。

JR日和佐駅周辺については、駅舎との複合施設として整備が予定されている「道の駅」を中心として、広域的な情報発信・交流拠点としての土地利用を図る。

2) 土地利用の方針

① 地域拠点の形成に関する方針

- 4 -

の歴史的資産、恵比須浜キャンプ村などのレクリエーション施設、道の駅日和佐などの大域的な情報発信・交流拠点については、周辺の町並みや自然環境に配慮し、外観のデザインや看板等が周辺と調和した景観づくりを行うとともに、段差の解消など、人にやさしい整備を進め、周辺観光資源と相互に連携した美波町の顔としての魅力の向上を図る。

また、全国屈指の光プロードバンド環境によりICTを活用した多様な働き方の創出、空き家や施設を活用したサテライトオフィスの企業誘致、新たな産業の創出に努める。

b) 居住環境の改善又は維持に関する方針

日和佐商店街等の地域活性化拠点における危険な密集市街地については、狹隘道路の改善、災害時の避難路やオーブンスペースの確保を図る。

また、空き家や空き地については、実情を踏まえ、除却や利活用を進めること。

さらに、老朽化した公営住宅などの建て替え等により、定住環境の向上を図る。

c) 都市防災に関する方針

南海トラフの地震等により、津波災害が発生する恐れのある区域については、ハザードマップによる災害リスクの周知や海抜表示シートの設置により災害エリアを明確化し、住民の防災意識の向上を図る。加えて、避難路や津波避難タワー等の避難施設の確保に努めるほか、主要な避難路の沿道建物の耐震化等の促進に努める。

また、公共施設の耐震化・長寿命化はもとより、大規模地震発災後の早期の復旧・復興に向け、医療・介護施設と連携した新たな防災・交流拠点の整備をはじめ、津波浸水想定区域からの移転用地、移住・定住を促す住宅地等の機能を有する高台等の整備と応急仮設住宅の建設を想定したリバーシブルな公園整備を進める。

さらには、迅速かつ円滑な都市の再生を実現するため、平時から、復興まちづくりの整備手法の検討や住民の意向把握、合意形成に努めるとともに、復興まちづくり計画を見据え、地盤調査の推進や復興阻害要因となる所有者不明地の解消に努める。

d) 優良な自然環境との共生に関する方針

アカウミガメの産卵地である大浜海岸や県下最大級の海蝕洞をはじめとした海辺の自然環境を保全するとともに、市街地を一望できる日和佐城公園など、景観を楽しむスポットを観光資源として活用し、豊かな自然環境と共生するまちづくりを進めること。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

a) 基本方針

○交通体系の整備の方針

本区域では、主要幹線道路として一般国道55号が通過し、またJR牟岐線も並走するなど、広域的な交通体系として一定の整備が進んでいるが、JRなど公共交通の利用者数は減少傾向にあり、公共交通の維持確保が困難になることが懸念されている。

また、地域高規格道路阿南安芸自動車道の一部として、平成23年度に日和佐道路が全線開通し、町内外の連携が図られているが、日和佐道路以南については事業化されておらず、市街地の補助幹線道路や地区内道路については、歩道等が未整備であったり、狹隘道路も多いなど、防災上の課題も抱えている。

このようしたことから、一般国道55号や日和佐道路については、引き続き、適正な機能維持に努め、「命の道」として広域的な連携を強化する阿南安芸自動車道の整備促進及びこれらの主要な幹線道路と連携する補助幹線道路や地区内道路の機能向上を図る。

うみがあめ博物館カレッタなどの文化施設、四国豪華23番札所粟王寺などの歴史的資産、恵比須浜キャンプ場などのレクリエーション施設などの交流拠点に加え、JR日和佐駅との複合施設として整備として整備が予定されている「道の駅」を広域的な情報発信・交流拠点として整備する。

また、これらの地域拠点については、周辺のまちなみや自然環境に配慮し、外観のデザインや看板等が周辺と調和した景観づくりを行なうとともに、段差の解消を進め、日和佐町の顔としての魅力の向上を図る。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針
日和佐商店街等の居住地においては、狹隘道路の改善、災害時の避難路やオーブンスペースの確保に努める。

③ 地震対策や津波对策等、地域防災に関する方針
地域の防災性の向上を図るため、避難路や避難地の系統的な配置に努めるほか、避難施設の耐震化、不燃化等、防災対策の充実を図る。

④ 優良な自然環境との共生に関する方針
豊かな山々や海などの恵まれた自然環境を保全するとともに、市街地内の緑の創出に努め、優良な自然環境と共生するまちづくりを進めること。

3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

○基本方針

a. 交通体系の整備の方針
本都計画区域では、主要幹線として一般国道55号が通過し、また並行してJR牟岐線も通過するなど、広域的な交通体系として一定の整備が進んでいる。さらに一般国道55号日和佐道路阿南安芸自動車道の一環として、異常気象時の通行規制区間の迂回機能や構造不良などによる交通事故対策として事業着手されるなど、引き続き整備が予定されている。

一方、市街地の補助幹線道路や地区内道路については、歩道等が未整備であったり、狹隘道路も多いため、防災上の課題も抱えている。

このようなことから、安全で広域的な連携を強化する一般国道55号日和佐道路の整備を図るとともに、引き続き、主要幹線の適切な運営を強化する阿南安芸自動車道の整備に努め、これら的主要幹線と連携する補助幹線道路や地区内道路の機能向上を図る。

また、JRやバスなどの公共交通の利用促進に努め、その維持・存続を図るほか、地域に根ざした公共交通ネットワークの形成に努める。

○整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、土地利用と整合した道路整備を計画的、効率的に進める。

b) 主要な施設の配置の方針

・主要幹線道路

近接する都市との安全でない城郭的な連携を強化する一般国道55号及び日和佐道路の適切な機能維持・強化を図るとともに阿南安芸自動車道の整備を促進する。

・補助幹線道路及び地区内道路

子供や高齢者、障がい者に配慮するなど、バリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、駅、役場、病院等への安全で快適な交通ネットワークづくりに努める。

c) 主要な施設の整備目標

優先的にねむね10年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

a) 日和佐小野線(恵比須ハイバス)

・都) 日和佐西線

・都) 日和佐東線

・日和佐「道の駅」の整備

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

・下水道及び河川の整備方針

○下水道及び河川の整備方針

・下水道

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、公共下水道の整備、浄化槽の設置を推進する。

・河川

既存施設の適正な機能維持に加え、気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化に対応するため、河川の治水安全度を向上させるとともに、南海トラフ地震に備えた地震・津波対策に取り組むことにより国土の強靭化を図る。また、防災上支障のない限り、現況の豊かな自然環境に配慮し、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全を努める。

○整備水準の目標

・下水道

事業計画(処理面積約75.9ha)に基づき公共下水道の整備を推進する。

・河川

適正な機能維持を図るとともに、洪水に対する安全度を高めるための治水対策や、避難時間の確保などの地震・津波対策を計画的に進めめる。

・海岸

適正な機能維持を図り、地震・津波対策を計画的に進めめる。

b) 主要な施設の配置の方針

・下水道

本区域の南部に処理場が配置されている。また、下水道計画区域の汚水を合理的に処理場に収集する幹線管渠を配置する。

・河川

○主要な施設の整備方針

・下水道

本区域の南部に処理場が配置されている。また、下水道計画区域の汚水を合理的に処理場に収集する幹線管渠を配置する。

既存施設の維持管理に努めるとともに、洪水を安全に流下させたため築堤や河道掘削等の河川整備や、地震・津波対策として河川堤防の嵩上げや浸水化対策などを実施する。また、砂防事業などの事業進捗を図る。

・海岸

本区域の海岸においては、地震・津波及び高潮等に対する防災・減災対策として、既存の海岸保全施設の改修などを推進する。

c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

・下水道

・美波町公共下水道

・河川

・日和佐川

・奥潟川

・海岸

・恵比須町漁港海岸

・日和佐海岸

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

1) 市街地開発の方針

狭隘道路の改善やオープンスペースの確保の必要がある住宅密集地においては、地区計画等、地域の状況に応じた事業や制度の活用により、居住環境の整備改善を図る。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

都市計画区域内には、広域橋梁の日和佐川親水公園や竜宮公園など町民のレクリエーションの場としての公園が整備されているものの、都市計画公園として整備、計画されているものはない。公園は、憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割を果たすことなどが期待できるとともに、計画的な整備充実を図る。また、市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地、国定公園に指定されている海岸線などの優良な自然環境の保全、活用に努める。

2) 主要な緑地の配置の方針

a) 環境保全系統

日和佐川やその支流の北河内谷川、奥潟川などの河川環境や千羽海岸、アカウミガメの産卵地として知られる大浜海岸などの海岸線、市街地周辺に広がる農地や森林などの自然環境の保全を図るほか、市街地内の社寺等の緑地の保全を図る。

b) レクリエーション系統

竜宮公園や日和佐川親水公園などの既設公園の適切な維持を図るほか、さらなる機能の充実に努める。また、市街地での遊休地等を活用したボケットパークなどの身近な公園の整備を図ることとともに、街区公園の整備に努める。

c) 防災系統

山林や河川等については、適切な保全、管理により地滑りや洪水等の災害防止に努め、建物等が密集する市街地や集落地においては、普段は市民の憩いの場として、地震・津波等の自然災害の発災時には防災

b) 河川

各水系の砂防事業や河川事業などの事業進捗を図る。

- 主要な施設の整備目標
優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりである。

- a. 下水道
 - ・日和佐町公共下水道事業
- b. 河川
 - ・奥潟川
 - ・総合河川整備事業奥潟川
- c. 海岸
 - ・恵比須町漁港海岸
 - ・日和佐海岸

3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- 1) 市街地開発の方針
狹隘道路の改善やオープンスペースの確保の必要がある住宅密集地においては、地区計画等、地域の状況に応じた事業や制度の活用により、居住環境の整備改善を図る。

3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- 1) 基本方針
都市計画区域内には、広域橋梁の日和佐川親水公園や竜宮公園など町民のレクリエーションの場としての公園が整備されているものの、都市計画公園として整備、計画されているものはない。公園は、憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割を果たすことなどが期待できるとともに、計画的な整備充実を図る。また、市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地、国定公園に指定されている海岸線などの優良な自然環境の保全、活用に努める。
- 2) 主要な緑地の配置の方針
 - a) 環境保全系統
日和佐川やその支流の北河内谷川、奥潟川などの河川環境や千羽海岸、アカウミガメの産卵地として知られる大浜海岸などの海岸線、市街地周辺に広がる農地や森林などの自然環境の保全を図るほか、市街地内の社寺等の緑地の保全を図る。
 - b) レクリエーション系統
竜宮公園や日和佐川親水公園などの既設公園の適切な維持を図るほか、さらなる機能の充実に努める。また、市街地での遊休地等を活用したボケットパークなどの身近な公園の整備を図ることとともに、街区公園の整備に努める。
 - c) 防災系統
山林や河川等については、適切な保全、管理により地滑りや洪水等の災害防止に努め、建物等が密集する市街地や集落地においては、普段は市民の憩いの場として、地震・津波等の自然災害の発災時には防災

機能を有する公園や緑地の整備を推進する。

d) 景観構成系統

国定公園を形成する海岸やその周辺部の一体的な景観保全に努めるほか、良好な景観を形成する市街地周辺部の農地や森林の適切な保全を図る。
また、ゆとりとうるおいのある町並みの形成を図るために、住民による民有地内緑化等の推進を図る。
さらに、薬王寺の門前町として形成してきた風情ある町並みをはじめ、各地域の特徴に応じた歴史、文化資産と調和した町並み等の保全と活用に努める。

3) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・日和佐地区防災公園
- ・たくみ防災広場

また、建物等が密集する市街地や集落地においては、普段は町民の憩いの場として、非常時には防火機能を有する公園や緑地の整備を推進する。

d) 景観構成系統

国定公園を形成する海岸やその周辺部の一体的な景観保全に努めるほか、良好な景観を形成する市街地周辺部の農地や森林の適切な保全を図る。
また、ゆとりとうるおいのある町並みの形成を図るために、住民による民有地内緑化等の推進を図る。

また、ゆとりとうるおいのあるまちなみの形成を図るために、住民による民有地内緑化等の推進を図る。

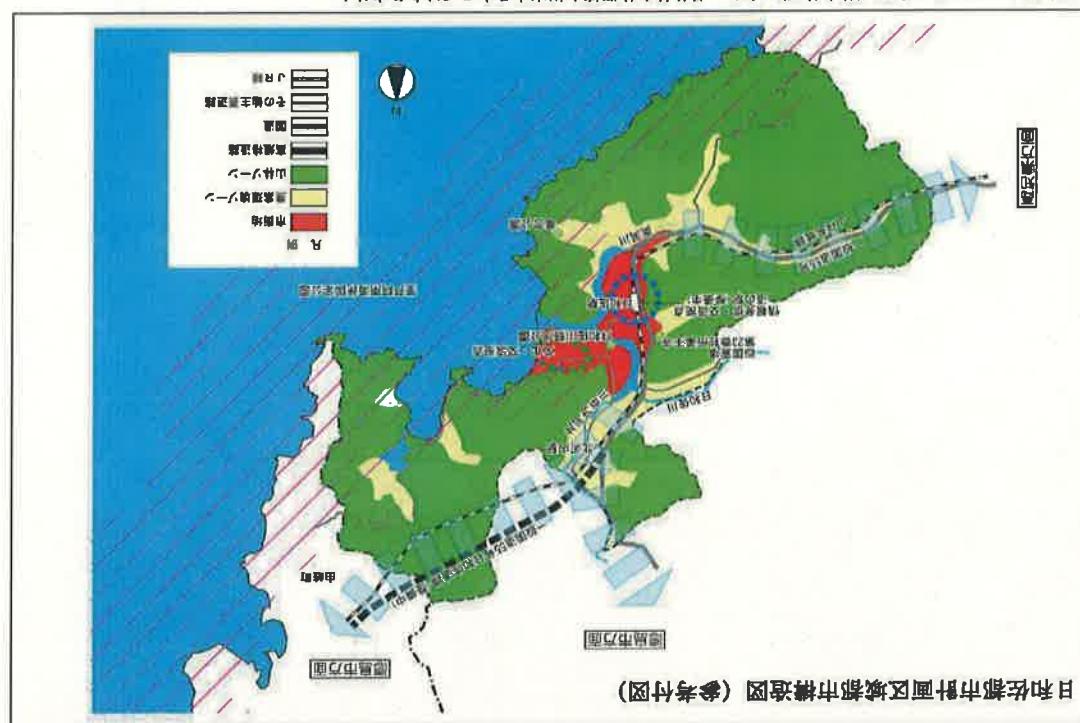
3) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・日和佐地区防災公園
- ・たくみ防災広場

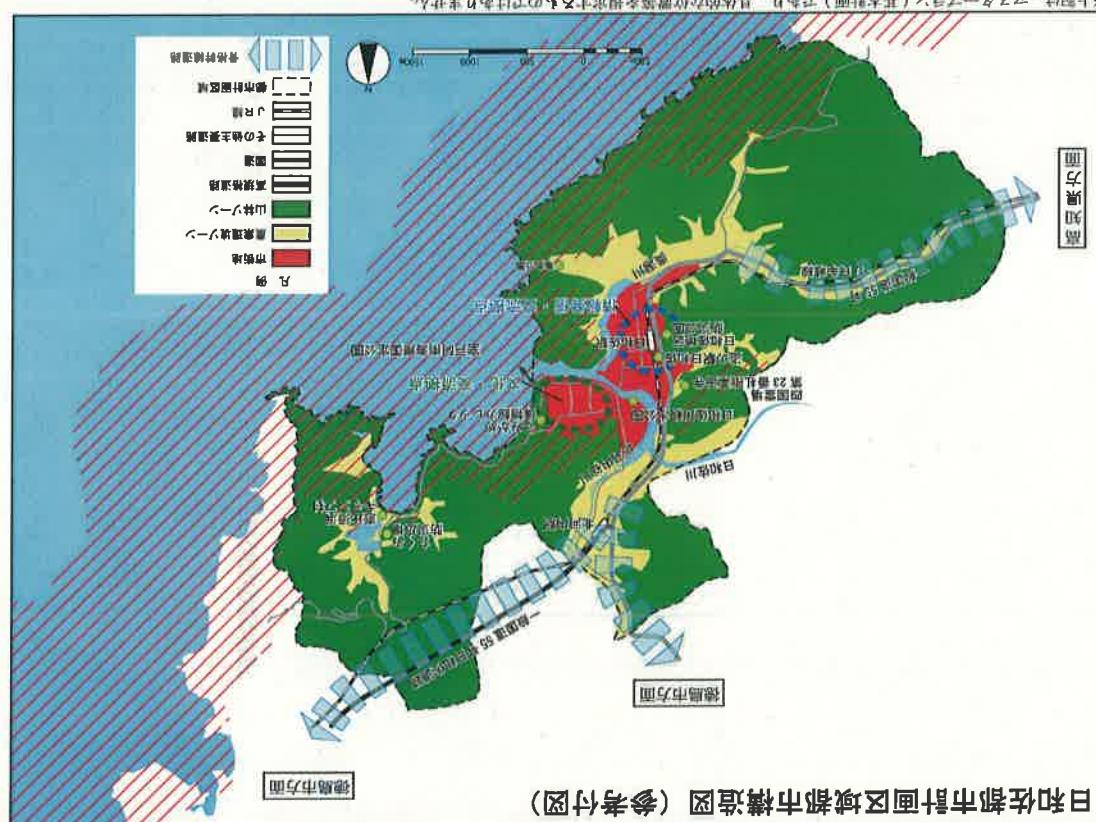
日

※上記は、アメーリカ（基本計画）を示す。具体的な位置等を規定するものでは付記せず世人へ。



新

※上記は、アメーリカ（基本計画）を示す。具体的な位置等を規定するものでは付記せず世人へ。





新

牟岐都市計画
都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針
（“新未来”牟岐都市計画区域マスタープラン）
（案）

牟岐都市計画
都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針

徳島県
平成30年3月

徳島県
平成16年3月

1. 基本的考え方

「都市計画区域マスター プラン」は、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにすることも、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして定めるものである。

平成26年5月に策定したが、その後、本都市計画区域では、本格的な人口減少・超高齢社会問題や進行する東京一極集中、切迫する南海トラフの地震への備え、さらには、地球環境問題など、様々な課題に直面している。

これら課題に対するため、様々な取り組みを行ってきた。
このように、社会経済情勢が大きく変化する中、都市のあり方を見直す大きな転換期を迎えており、都市計画区域マスター プランの重要度は一層高まっていることから、バックキャステイングの視点に立ち、各種条例の制定をはじめ、様々な取り組みを行ってきた。

見直しに当たっては、無秩序な市街地の拡大の恐れがないことから区域区分は定めないとしているが、近接する都市との連携を強化し、交流人口の拡大、雇用の確保や地域経済の活性化の推進、また、大規模地震に備えた防災・減災対策と発災後の迅速かつ円滑な「都市の再生」を実現するための平時からの「復興まちづくり」を見据えた取り組み、さらには、「命の道」として広域連携を強化する阿南安芸自動車道の整備促進、ICT活用による多様な働き方の創出、歴史的、文化的な価値を有する町並みの保全・活用などを主要な都市計画の決定方針に定め、「地方創生の旗手・徳島」として、これらの取り組みを踏まえ、「一歩先の未来」を見据えた新たなまちづくりの考え方のもと、進化したマスター プランを示すこととした。

時代の変革に柔軟かつ大胆に対応し、徳島の「新未来」を創造するため、本マスター プランは、新しい考え方を取り入れながら、適宜、見直しを行うものとし、豊かな暮らしをしを将来世代に引き継ぎ、輝く未来が切り拓けるよう、快適で安全・安心なまちづくりを推進していくものとする。

新未来創造としまでまちづくり行動計画

- 「ふるさと回帰・加速とくじまの実現」
- 新しい人の流れを生む「サテライト・タウン」の建設
- 空き家の活用・施設を活用した「移住・定住」の促進
- 一般国道155号年々坂ハイウェイの整備促進
- 「安全安心・豊かなくまの実現」
- 震災時死者ゼロを目指す
命を守るくま・0.ゼロ・作戦条例(整備)」の制定
- 津波浸没警戒区域(イエローゾーン)の指定
- 県南地域の災害医療拠点となる「県立南静岡病院」の高台移転
- 「地島県立病院はまくまく計画」
- 出羽島「重要な伝統的建造物群保存地区」の創立並み保存と
豊き島の有効活用
- 年々大島の「十年サンゴ」など豊かな自然環境の保護

町の未来に「豊かくまつだ垣」にこだわり、誰かの「行大道」を実現！

2. 都市計画の目標

2-1 基本的事項

1) 目標年次

目標年次については、平成22年を基準年として、都市づくりの理念や将来の都市構造については、おおむね20年後の平成42年の姿を展望し方針を策定する。
なお、区域区分及び都市施設の整備等は策定からおおむね10年後の平成37年の姿として策定する。

2) 範囲

牟岐都市計画区域（以下、「本区域」という）は牟岐町の一部を範囲として、その規模は次のとおりである。

| 区 域 | 市町名 | 範 围 | 面積 (ha) | 備考 (行政区域) |
|----------|-----|---------|----------|--------------|
| 牟岐都市計画区域 | 牟岐町 | 行政区域の一部 | 2,250 ha | 5,662 ha |

注：平成28年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）より都市計画区域の面積を算定。

2-2 都市づくりの基本理念

1) 現状と課題

海部郡のほぼ中央に位置する牟岐町は、古くから漁業基地として、またJR牟岐線のターミナル都市として栄えってきた。地形的には極めて変化に富み、山々を縫って流れる牟岐川や内妻川、さらに海岸線はリアス式海岸の変化に加え、海岸線一体は室戸阿南海岸国定公園の指定を受けている。

近年、若年層の流出などにより、人口が減少し過疎化の進行が著しく、また、65歳以上の人口が全町民の4割を超えるなど、高齢化が進行している。また、山並みが海岸近くまで迫り平野部が多く、市街地では接道不良住宅や狭隘道路が多く、車でのアクセスが不便だけでなく、防災上の問題も抱えている。

特に、四国沿岸部においては、過去に南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けている。南海トラフ地震は、100年～150年の間隔の周期で繰り返し発生しており、地震調査研究推進本部によると平成29年1月1日時点において、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70%程度となっており。さらに沿岸部の市街地のほとんどが津波災害警戒区域（イエローシーン）に含まれており、避難困難地帯が存在している。

加えて、温室効果ガスの排出等による地球温暖化の影響により台風や集中豪雨、浸水や土砂災害の被害等のリスクが高まることが危惧されている。

このようなことから、人口減少や超高齢社会に対応した住みやすい都市として、都市基盤の質の向上を図ることともに、大規模自然災害からすべての人命を守るという視点や災害発生直後から救援・医療活動の迅速化及び必要不可欠な行政機能等の確保、災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるといった視点からの都市づくりが課題となっている。

2) 都市づくりの理念

徳島県では、地域に暮らすみんなが住みやすいまちづくりの展開や地域の防災性の向上等に留意した都市づくりを目指している。
また、「牟岐町総合計画」では、「自然と共に共生し、健やかで活力ある、夢と豊かなまちづくり」を目指し、町民

1. 都市計画の目標

1-1 基本的事項

1) 目標年次

目標年次については、平成12年を基準年として、中期的な目標年次を平成22年、長期的な目標年次を平成32年として策定する。

・都市づくりの理念については、平成22年を想定方針を策定する。
・区域区分及び都市施設の整備等は上記方針のもとに、平成22年の姿として策定する。

2) 範囲

日和佐都市計画区域は牟岐町の一部を範囲として、その規模は次のとおりである。

| 区 分 | 市町名 | 範 围 | 面積 |
|----------|-----|---------|------------|
| 牟岐都市計画区域 | 牟岐町 | 行政区域の一部 | 約 2,250 ha |

1-2 都市づくりの基本理念

1) 現状と課題

海部郡のほぼ中央に位置する牟岐町は、古くから漁業基地として、またJR牟岐線のターミナル都市として栄えてきた。

地形的には極めて変化に富み、山々を縫って流れる牟岐川や内妻川、さらに海岸線はリアス式海岸の変化に加え、海岸線一体は室戸阿南海岸国定公園の指定を受けている。

しかし、近年は、若年層の流出などにより人口が減少し、過疎化の進行が著しく、また、65歳以上の人口が全町民の約3割を越えるなど、高齢化も進行している。

また、山並みが海岸近くまで迫り平野部が多く、市街地では接道不良住宅や狭隘道路が多く、車でのアクセスが不便だけでなく、防災上の課題も抱えている。

また、山並みが海岸近くまで迫り平野部が多く、市街地では接道不良住宅や狭隘道路が多く、車でのアクセスが不便だけでなく、防災上の課題も抱えている。

特に、四国沿岸部においては、南海トラフ地震が発生する確率は40%程度の確率で予測されており、地震や津波対策など、総合的な防災政策の充実が求められている。

このようなことから、高齢化社会に対応した成熟した住みよい都市として、都市基盤の質の向上や安全で快適な環境の形成が重要な課題となっている。

2) 都市づくりの理念

徳島県では、地域に暮らすみんなが住みやすいまちづくりの展開や地域の防災性の向上等に留意した都市づくりを目指している。

また、「牟岐町総合計画」では、「自然と共に共生し、健やかで活力ある、夢と豊かなまちづくり」を目指し、町民

と行政の協働により、本町の特性・資源を最大限に活かした活力と賑わいを生み出すまちづくりを進め、子どもから高齢者まですべての町民が心身ともに健やかに支え合いたぐら充実した生活を送ることができ、眞の豊かさを実感できる元気な「徳島県南部に聞くスローライフ拠点・牟岐町」を創り上げていくこととしている。さらに、四国沿岸部においては南海トラフ地震の発生が懸念されるなど、地震や津波対策など総合的な防災対策の充実も求められている。

そこで、本区域では、「快適な暮らしのできる安全な住環境の形成と、恵まれた自然環境のもと、人々が交流する夢あふれるまちづくり」を目指す像とし、まちづくりの理念を次のとおり定める。

・すべての人が暮らしやすい、安全で安心なまちづくり

・地域の魅力ある資源を活かし、交流が広がるまちづくり

・美しく豊かな自然環境を保全・活用し、自然と調和したまちづくり

3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

3-1 区域区分の有無

本区域では、区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

- ・過疎や少子高齢化が進み、今後も人口は減少傾向で推移することが予測される。
- ・工業出荷額及び商品販売額は減少傾向にあり、開発圧力及び農地転用も低廉であるため、無秩序に市街地が拡大する恐れがないと考えられる。

2. 区域区分の決定の方針

2-1 区域区分の有無

本都市計画区域では、これまで過疎や少子高齢化が進み、今後も人口は減少傾向で推移することが予測される。また、産業については、工業出荷額は減少し、商品販売額は一時的に増加に転じたものの、今後は横直いもしくは減少傾向で推移することが予測され、無秩序に市街地が拡大する恐れはないと考えられる。

4. 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用の基本方針

重日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、切迫する南海トラフの地震など、あらゆる大規模自然災害から「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生という視点から、地域の地形・地質などの自然条件、土地利用の現状、さらには地域住民の意向も十分に踏まえ、それぞれの地域特性に応じた土地利用の方針を定めるものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用の配置の方針

本都市計画区域の市街地は、住宅を中心として形成されており、町役場や商業施設との近接性を生かした、コンパクトで快適な居住環境の形成を図るものとする。

JR牟岐駅周辺や一般国道5号沿道などの商業施設が立地する区域は、商業と住宅が調和した、にぎわいのあるまちづくりを目指す。

2) 土地利用の方針

① 地域固有の資源の活用に関する方針

海の総合文化センターへ、少年自然の家、モルタル木造施設モラスコ辛岐などの交流施設が存在するほか、内芸海岸など豊かな自然資源が存在する。

これら特色ある施設や資源を活かしていくため、周辺環境の整備や機能の充実等、地域資源を活用した個性豊かなまちづくりに向けた土地利用を図る。

また、全国屈指の光プロードバンド環境によりICTを活用した多様な働き方の創出、空き家や造林設を活用したサテライトオフィスの企業誘致、新たな産業の創出に努める。

b) 居住環境の改善又は維持に関する方針

灘字宮田地区に代表される地盤時等に著しく危険な密集市街地については、狹隘道路の改善、災害時の避難路やオーブンスペースの確保を図る。
また、空き家や空き地についても、実情を踏まえ、除却や利活用を進めめる。
さらに、老朽化した公営住宅などの建て替え等により、居住環境の向上を図る。

c) 都市防災に関する方針

南海トラフの地震等により、津波災害が発生する恐れのある区域については、ハザードマップによる災害リスクの周知や海拔表示シートの設置により災害エリアを明確化し、住民の防災意識の向上を図る。加えて、避難路や津波避難ダム等の避難施設の確保に努めるほか、主要な避難路の沿道建物の耐震化等の促進に努める。

また、公共施設の耐震化・長寿命化はもとより、大規模地震発災後の早期の復旧・復興に向け、県立海部病院を核とする新たな防災・医療拠点づくりのための周辺整備を進め、移転後の跡地利用については、津波浸水想定区域内にあるという災害リスクを配慮しつつ、地域の意向を踏まえた活用に努める。

さらには、迅速かつ円滑な都市の再生を実現するため、平時から、復興まちづくり計画を見据え、地盤調査の推進や復興阻害要因となる所有者不明地の解消に努める。

d) 優良な自然環境との共生に関する方針

日本で唯一となる出羽島大池のシラタマモ自生地やオーキャンビュートとして日本風景街道にも登録された、南阿波サンライン・風景街道など全国に跨る自然や景観を保全・活用し、豊かな自然環境と共生するまちづくりを進める。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

○交通体系の整備の方針
本区域では、主要幹線道路として一般国道55号が通過し、またJR宇岐線も並走するなど、広域的な交通体系として一定の整備が進んでいるが、JRなど公共交通の利用者数は減少傾向にあり、公共交通の維持確保が困難になることが懸念されている。

また、津波回廊ハイバスとなる一般国道55号宇岐ハイバスの整備が進んでいるが、地域高規格道路である阿南安芸自動車道については、日和佐道路以南が事業化されておらず、市街地の道路は、歩道等が未整備であったり、狭隘道路も多いなど、防災上の課題も抱えている。

このようなことから、津波回廊ハイバスとなる一般国道55号宇岐ハイバス及び「命の道」として広域連携を強化する阿南安芸自動車道の整備促進及びこれらの主要な幹線道路と連携する補助幹線道路や地区内道路の機能向上を図る。

また、JRやバスなどの公共交通の利用促進に努め、その維持・存続を図るほか、地域に根ざした公共交通ネットワークの形成に努める。

○整備水準の方目標

交通体系の整備の方針に基づき、土地利用と整合した道路整備を計画的、効率的に進める。

b) 主要な施設の配置の方針

・主要幹線道路

近接する都市との安全で広域的な連携を強化する一般国道55号の適切な機能維持・強化を図ることも

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

灘字宮田地区に代表される住宅密集地については、狹隘道路の改善、災害時の避難路やオーブンスペースの確保を図る。

また、老朽化した公営住宅などの建て替え等により、居住環境の向上を図る。

③ 地震対策や車両対策等、地域防災に関する方針

地域の防災対策の向上を図るため、漁港の整備を進めるとともに、避難路や避難地の系統的な配置に努めるほか、避難施設の耐震化、不燃化等、防火対策の充実を図る。

④ 優良な自然環境との共生に関する方針

豊かな山々や海などの恵まれた自然環境を保全するとともに、市街地内の渋の創出に努め、優良な自然環境と共生するまちづくりを進める。

3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

○基本方針

a. 交通体系の整備の方針
本部計画区域では、主要な幹線として一般国道55号が通過し、また並行してJR宇岐線も通過するなど、広域的な交通体系として一定の整備が進んでいる。

一方、市街地の道路は、歩道等が未整備であったり、狹隘道路も多いため、防災上の課題も抱えている。このようなことから、主要幹線の適正な機能維持を図るとともに、これらと連携する道路の機能向上を図る。

b. 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、土地利用と整合した道路整備を計画的、効率的に進める。

○主要な施設の配置の方針

a. 道路

○主要な施設の配置の方針

に一般国道 55 号車岐バイパスや阿南安芸自動車道の整備を促進する。

・補助幹線道路及び地区内道路

子供や高齢者、障がい者に配慮するなど、パリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、駅、役場、病院等への安全で快適な交通ネットワークづくりに努める。

c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

・一般国道 5 号牟岐バイパス

・阿南安芸自動車道

・(一) 日和佐牟岐線

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

○下水道及び河川の整備方針

・下水道

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、合併処理浄化槽の設置を推進する。

・河川

既存施設の適正な機能維持に加え、気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化に対応するため、河川の治水安全度を向上させることとともに、南海トラフ地震に備えた地震・津波対策に取り組むことにより県土の強靭化を図る。また、防災上支障のない限り、現況の豊かな自然環境に配慮し、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全に努める。

○整備水準の目標

・下水道

「とくしま生活排水地理情報 2017」で位置づけられた合併処理浄化槽の整備を推進する。

・河川

台風等の大湧時の地盤により井戸水の発生が危惧される河川や、堤防等の老朽化が進行する河川は、関係機関の連携により河川改修など機能維持に取り組むとともにに避難時間の確保などの地震・津波対策を計画的に進めることとする。

b) 主要な施設の配置の方針

・下水道

都市下水路が一部整備されており、適切な維持管理に努めるとともに、未整備区間にについては、住民ニーズを踏まえながら必要に応じて見直しを行う。

・河川

既存施設の維持管理に努めるとともに、洪水を安全に流下させるため築堤や河道掘削等の河川整備や、地震・津波対策として河川堤防の嵩上げや浸透化対策などを実施する。また、砂防事業などの事業進捗を図る。

・海岸

本区域の海岸においては、地震・津波及び高潮等に対する防災・減災対策として、既存の海岸保全施設の改修などを推進する。

c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

・河川

・牟岐川

ア. 主要幹線道路の整備

・補助幹線道路及び地区内道路
他都市と広域的に連携する一般国道 55 号の適正な機能維持を図る。

・補助幹線道路および地区内道路の整備
補助幹線道路や地区内道路についても、社会経済状況の変化や市街地の将来見通し等を勘案し、適宜、都市計画道路の見直しを行いうとともに、パリアフリー、さらにはユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、安全で快適な交通ネットワークづくりに努める。

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

○ 基本方針

a. 下水道及び河川の整備の方針

ア. 下水道

公用用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、公共下水道の整備、集落排水施設の整備、浄化槽の設置を推進する。

イ. 河川
急曲な山地河川が多く、災害に強いまちづくりを推進していく必要があるため、治水対策を推進するとともに、防災上支障のない限り豊かな自然環境に配慮し、良好な水辺環境の整備と保全を図る。

b: 整備水準の目標

ア. 下水道

「鹿児島県汚水処理構想」で位置づけられた下水道計画区域での事業着手に努める。

イ. 河川

各水系の防護事業や河川事業などの事業着手を図る。

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

1) 市街地開発の方針

狹隘道路の改善やオープンスペースの確保の必要がある住宅密集地においては、地区計画等、地域の状況に応じた事業や制度の活用により、居住環境の整備改善を図る。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区郷土、都市計画公園として内妻公園と大字岐田児童公園の2カ所が整備されている。
公園は、憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割をはたすこと事が期待できるところから、計画的な整備充実を図る。
また、市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地、国定公園に指定されている海岸線などの優良な自然環境の保全、活用に努める。

2) 主要な緑地の配置の方針

a) 環境保全系統

内妻公園については、市民のレクリエーション拠点として、スポーツ施設等の設備の充実を図るとともに、自然環境を体験できる広域型の交流拠点としての整備を図る。
市街地での遊休地等を活用したポケットパーク等の身近な公園の整備を図るとともに、街区公園の整備に努める。

b) レクリエーション系統

内妻公園については、市民のレクリエーション拠点として、スポーツ施設等の設備の充実を図るとともに、自然環境を体験できる広域型の交流拠点としての整備を図る。
市街地での遊休地等を活用したポケットパーク等の身近な公園の整備を図るとともに、街区公園の整備に努める。

c) 防災系統

山林や河川等については、適切な保全、管理により地滑りや洪水等の災害防止に努め、建物等が密集する市街地や集落地においては、普段は町民の憩いの場として、地震・津波等、自然災害の発生時には防災機能を有する公園や緑地の整備を推進する。

d) 景観構成系統

国定公園を形成する海岸やその周辺部の一体的な景観保全に努めるほか、良好な景観を形成する市街地周辺部の農地や森林の適切な保全を図る。
また、ゆとりとうるおいのある町並みの形成を図るため、住民による民有地内緑化等の推進を図る。
さらに、出羽島「重要伝統的建造物群保存地区」においては、地域のコミュニティの活性化と町並みの保全による良好な景観の形成を進めることとする。

3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 市街地開発の方針

狹隘道路の改善やオープンスペースの確保の必要がある住宅密集地においては、地区計画等、地域の状況に応じた事業や制度の活用により、居住環境の整備改善を図る。

3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

都市計画公園として整備された公園は、内妻公園と大字岐田児童公園の2カ所のみである。
公園は、憩いの場としてだけではなく、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割をはたすこと事が期待できることから、計画的な整備充実を図る。
また、市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地、国定公園に指定されている海岸線などの優良な自然環境の保全、活用に努める。

2) 主要な緑地の配置の方針

a) 環境保全系統

内妻公園は、半岐川や内妻川などの河川環境や景勝地を形成する海岸線、市街地周辺に広がる農地や森林などの自然環境の保全を図るほか、市街地内の社寺等の緑地の保全を図る。
b) レクリエーション系統

内妻公園についてには、市民のレクリエーション拠点として、スポーツ施設等の設備の充実を図るとともに、自然環境を体験できる広域型の交流拠点としての整備を図る。
市街地での遊休地等を活用したポケットパーク等の身近な公園の整備を図るとともに、街区公園の整備に努める。

c) 防災系統

半岐川や内妻川などの河川環境や景勝地を形成する海岸線、市街地周辺に広がる農地や森林などの自然環境の保全を図ることで、災害時の避難場所や延焼遮断など、防災上も重要な役割をはたすこと事が期待できることから、計画的な整備充実を図る。

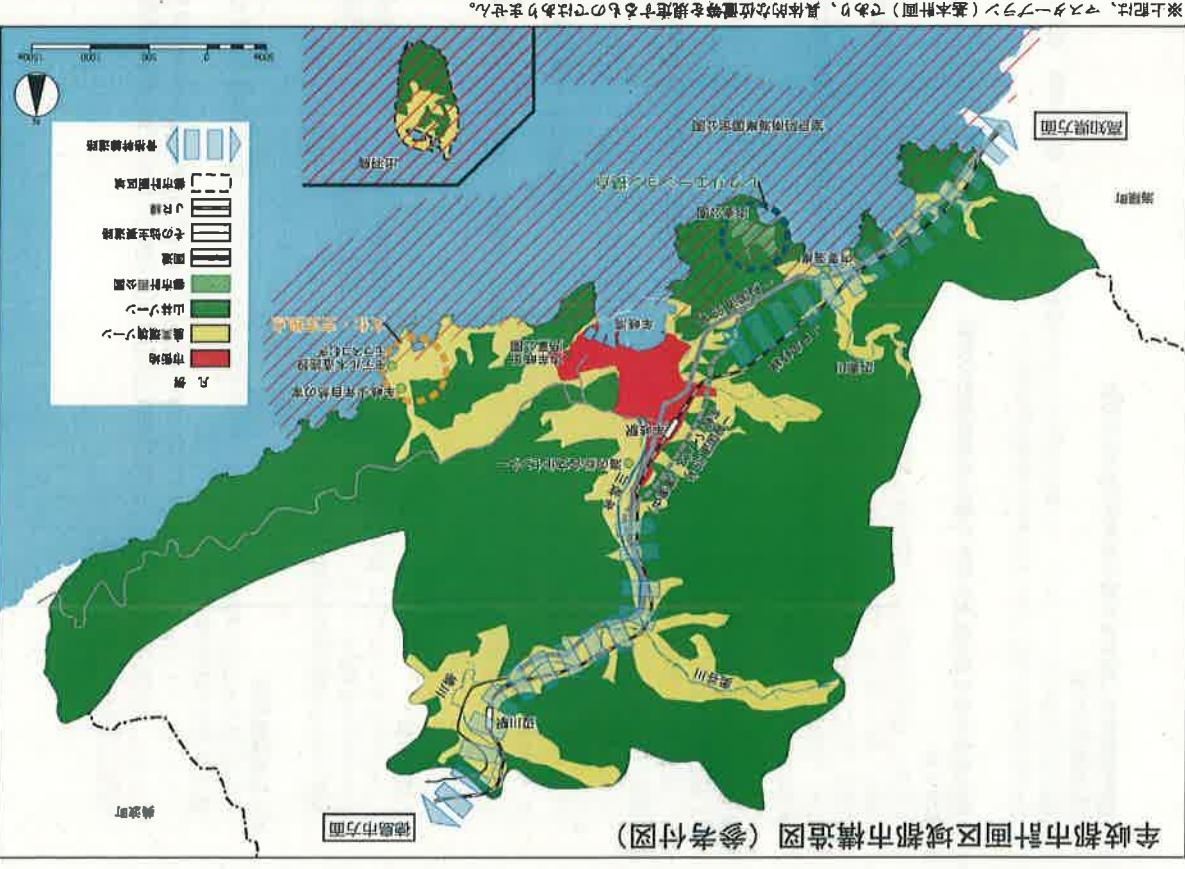
また、市街地の周辺に形成されている緑豊かな森林や農地、国定公園に指定されている海岸線などの優良な自然環境の保全、活用に努める。

d) 景観形成系統

内妻公園は、半岐川や内妻川などの河川環境や景勝地を形成する海岸線、市街地周辺に広がる農地や森林の適切な保全を図る。
また、ゆとりとうるおいのある町並みの形成を図るため、住民による民有地内緑化等の推進を図る。

新

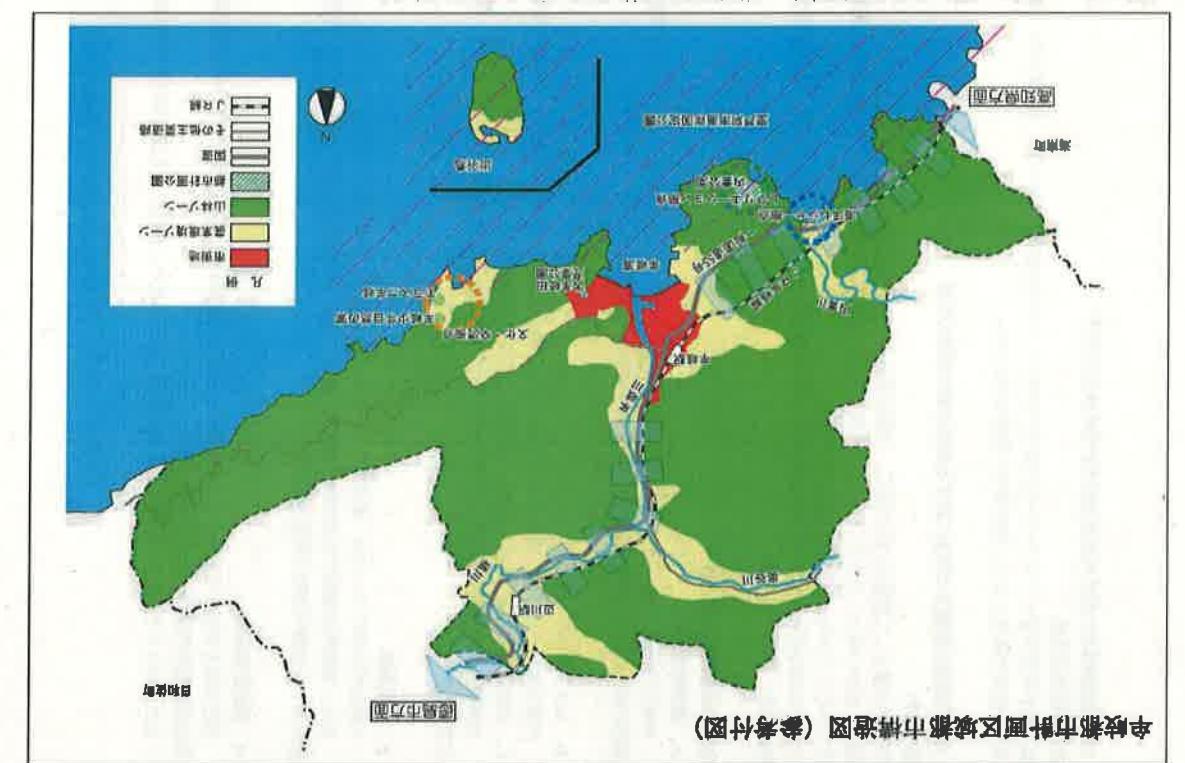
以上配付、スマーチナバ（基本計画）を元に、具体的な位置等を規定する旨の付記あり事件人。



東映都市計画区域都市構造図（参考付図）

日

以上配付、スマーチナバ（基本計画）を元に、具体的な位置等を規定する旨の付記あり事件人。



東映都市計画区域都市構造図（参考付図）